

議案第16号

新居浜都市計画事業新居浜駅前土地区画整理事業施行規程に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

新居浜都市計画事業新居浜駅前土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正
する条例を次のとおり制定する。

平成26年2月24日提出

新居浜市長 石川勝行

新居浜都市計画事業新居浜駅前土地区画整理事業施行規程に関する条例の
一部を改正する条例

新居浜都市計画事業新居浜駅前土地区画整理事業施行規程に関する条例（平成10年
条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条中「新居浜市坂井町二丁目4番23号」を「新居浜市一宮町一丁目5番1号」
に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

土地区画整理事業の進捗による事務所移転に伴い、当該事務所の所在地を変更するた
め、本案を提出する。